

令和 8 年 5 月 22 日  
平川病院 医事課

## A 2 病棟入院料変更のお知らせ

令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴い、医療費に関する制度が変更されます。

現在 A 2 病棟で算定しております「精神科地域包括ケア病棟入院料」は廃止となり、令和 8 年 6 月より「精神病棟入院基本料 15 対 1」へ変更となります。これは令和 6 年 5 月まで A 2 病棟で導入していた入院料と同じものであり、以前の入院料へ戻る形となります。

主な違いとして、「精神科地域包括ケア病棟入院料」は、1 日ごとの入院料が比較的高く設定されている一方で、薬剤費や検査費は「包括算定」と呼ばれる方式となっており、一部例外を除いて使用量や実施回数が増えても追加費用は発生しません。

一方、「精神病棟入院基本料 15 対 1」では、1 日ごとの入院料は比較的低くなる代わりに、薬剤や検査については使用・実施した分に応じて費用が発生する方式となります。

また、今回の診療報酬改定では、入院料全体の見直しにより医療費が上昇する見込みとなっております。限度額認定証や各種医療証につきましては、これまでどおりご利用いただけますが、高額療養費制度の区分については 8 月に変更が予定されております。制度変更の詳細につきましては、改めてご案内申し上げます。

なお、食事代につきましては、別紙「食事負担額 変更のお知らせ」のとおり、6 月分より患者様のご負担額が変更となりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。